01 -02 IT·業務本部

令和 元年 分 給与所得者の保険料控除 申 占書

02 IT戦略部

05 ITセキュリティ課

	所轄	兇務署長	給与の支払者の (000095)								クホ゛	* <i>9 9</i>	カト			A STATE OF THE STA	10)			
			名称(氏名) SBI FinTech Solutions株式会社 ※ この申告書の提出を受けた給与の支払者(個人を除きます。)が記載してください。							(フリガナ) あなたの氏名	000					(25)	(P)	給与	の支払者受付印		
			給与の支 法 人 番	、払有の	0 1	1 0 0		8 8 8		03.472.72071	人1	保日	田 崇斗			(5)		7	() (
			給与の支払者の 渋谷区渋谷2-1-1							あなたの住所 又 は 居 所			江戸川区東る	葛西6-17-1	4-10	4					
		税務署長 所在地(住所) 青山ファーストビル9階								人体后则	フロ	<u> </u>	ラル東葛西Ι					J			
\bigcap		保険会	社 等	保険等の	保険期間 又 は	保険等の	保険金等の受取人新・旧		あな あな	あなたが本年中に支 いた保険料等の金額 分配を受けた剰余金等 の 控 除 後 の 金 額) (a)		\top	保険会社等	保険等の保険		保険等の契約者の氏名		地震保険料 又は旧長期 損害保険料 区 分	あなたが本年中に支 払った保険料等のうち		
		の名	称			年金支払		契約者の氏名	氏 名			あなたとの 区分			の名称 種類(目		期間		保険等の対象となった来 産等に居住文住家時を 利用している者等の氏名 続 柄	、左欄の区分に係るな額(分配を受けた剰系金等の控除後の金額	
		Afla	C	終身		保田崇斗	辉田望	砂偶老	新·旧 (a)	60.000 ^M	t	地						地震	P		
	般	1/2-	鈉	終身	经身久	保田崇斗			- (a)	86.648		震									
生命保険料控	般の生命保険料								新·旧 (a)	5 0 (0 . 0	11	保						地震 ・ 旧長期			
	6保						-	-	(a)		11.	険_		V							
							(最高40,00	NOITI)	新・旧	(El 35 to one El)	41.		(A)のうち地震保障	STOCKES TO STOCKES THE				_	(B)		
		(のうち 新保険科等 の金額の合計額 A 546、648 円 特別に当てはめて計算した金額			① 40、000円 計(①+②)			③ 40、000円)	③ 40、000円						(C)						
	H	0 13		Bの金額を下の 等用)に当ては	計算式Ⅱ(旧保険料 めて計算した金額	算式II(旧保険料 ご計算した金額 ②		②と③のいず。 か大きい金額	40,000 p		除	(B)0) (10,000円を))円を起	C)の金額が (最高 超える場合は、 5,000円) ※					
		メットラ	行物	新終身 医療保険		保田崇斗			(a)	8,244 ^A			控除額			J ((c)^1	./2 13	,000, 	(最高50,000		
除	介護医療保険料	メルナライフ	始	終身がン治療保険	終身之	保田崇斗			(a)	26-604											
mx	料	(a)の金額の台	計額 C	54.848 A			C 新	の金額を下の計用)に当てはめ	十算式 I (新保険 て計算した金額			++	社会保険 の 種 類	保険料支 の 名		保険料を負担・ 氏 4		なっている人	+1 + 10 00		
		マニュラ		车金保険		保田崇斗	久保田東三	f_{i}	新旧 (a)	90.000 H		会保	12 /2	4.00		Д 4	<u> </u>	UNATE CON	SCITI		
	個人年		,	121111		71 14 71- 1	支払開始日 .		新·旧 (a)		N 	社会保険料控除									
	人年金保険料				v		支払開始日 .		新·旧 (a)		Ř	除一		合	計(_ 控除額)					
		(のうち新保険料等 D 90、000 円 時期に当てはめてま		計算式」(新保険料			⑥ (最高40,000円) ⑥ 40、200円	7	小	種類					あなたが本で払った掛金						
		(a)のうち旧保険料等 の金額の合計額 E Eの金額を下の計算 等用)に当てはめて記		計算式Ⅱ(旧保険料	(最高50,000円) ⑤と⑥のいずれ			L (n)	' }	抽 類 類					約の掛金						
	H	か金融の合計額					□ ○ 円 ^{か大きい金額} 計算式II (旧保険料等用) ※			生命保険料控除額		業共	確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金								
	0.5	A,C又はDの金額 控除額の計算式 B又			はEの金額 控除額の計算式			計(イ+ロ+ハ)	1	済 -	確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金										
1	20,	0,000円以下		00円以下 A,C又はDの3		A,C又はDの全額		25,000円以	25,000円以下		Ñ.	(最高120,000円)	113	ᄶᅳ							

B又はE×1/2+12,500円

B又はE×1/4+25,000円

一律に50,000円

/20.00D

◎この申告書の記載に当たっては

、裏面の説明をお読みください

円

円

円

円

円

円

円

(最高15,000円)

(最高50,000円)

あなたが本年中に支 払った保険料の金額

あなたが本年中に支 払った掛金の金額

心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金

合 計(控除額)

給与の 支払者の 確認即

あなたが本年中に支 払った保険料等のうち 、左欄の区分に係る企 額(分配を受けた剰余 金等の控除後の金額)

円

一律に40,000円

A,C又はD×1/2+10,000円

A,C又はD×1/4+20,000円

25,001円から50,000円まで

50,001円から100,000円まで

100,001円以上

20,001円から40,000円まで

40,001円から80,000円まで

80,001円以上

[※] 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げ

証
明
書
類
の
添
付
箇
所

ま証 で明 に書 提類 出の 交付が こと選 近を条件と. して控除な 8を受けること!のために添付が がで き は、 和 2年 F

31

日

○ 控除の対象となる保険料の範囲等と添付書類について 添付書類 控除の対象となる保険料の範囲等 生命保険会社等が発行した 生命保険料控除の対象となる生命保険料とは、一定の生命保険契約等 (年金を給付する定めのあるものを含みます。)、あるいは疾病若しくは 証明書類 身体の傷害により入院して医療費を支払ったことなどに基因して保険金 なお、一般の生命保険料のう ち旧生命保険料にあっては一 が支払われる一定の保険契約に基づき、あなたが本年中に支払った保険 契約の保険料(分配を受けた剰 料や掛金をいいます。 なお、控除の対象となる保険料や掛金は、保険契約等の内容や契約締 余金、割戻金を差し引いた残 結日などによって次のように区分されますから、生命保険会社等が発行 額) が 9,000 円を超えるものに した証明書類などによって、控除の対象となるものかどうかと各保険料 ついて、また、旧生命保険料以 の区分を確認し、保険料の区分ごとに所定の欄に記入してください。 外の保険料にあっては金額の 多少にかかわらず全てのもの について必要です。 契約締結日 生 また、勤務先を対象とする団 平成 23 年 12 月 31 日 平成 24 年 1 月 1 日 体特約により払い込んだ生命 以前(旧保険料等) 以後(新保険料等) 保険料については、この申告書 旧生命保険料 新生命保険料 命 -般の生命保険料 に記載した「あなたが本年中に 介護医療保険料 1000 介護医療保険料 支払った保険料等の金額」、「保 個人年金保険料 旧個人年金保険料 新個人年金保険料 保 険金等の受取人」などに誤りが ないことについて、勤務先の代 (注) 1 生命保険料控除額は、「一般の生命保険料」と「介護医療保険 表者又はその代理人の確認を 険 料」、「個人年金保険料」を区分し、それぞれ表面の計算式に基 受けたときは、証明書類を添付 づき算出した各控除額を合計した金額(最高 120,000 円)とな する必要はありません。 ります。 料 2 「一般の生命保険料」と「個人年金保険料」について、「新 旧の区分」欄の記載に当たっては、新保険料等か旧保険料等か に応じて、いずれか一方を○で囲んでください。 3 「一般の生命保険料」又は「介護医療保険料」の対象となる 保険契約等は、その契約等に基づく保険金等の受取人の全てを あなた义はあなたの配偶者その他の親族とするものに限りま す。 また、「個人年金保険料」の対象となる保険契約等は、その契 約に基づく年金の受取人をあなた又はあなたの配偶者が生存し ている場合には、そのいずれかとするものに限ります。 損害保険会社等が発行した 地震保険料控除の対象となる地震保険料とは、あなた又はあなたと生 証明書類 計を一にする親族の家屋で常時その居住の用に供しているものや、これ なお、保険料の金額の多少に らの人の生活に通常必要な家財を保険又は共済の目的とし、かつ、地震 若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災、 かかわらず全てのものについ | 損壊、埋没又は流失による損害(以下「地震等損害」といいます。) によ て必要です。 りこれらの資産について生じた損失の額を塡補する保険金又は共済金が また、団体特約により損害保 支払われる損害保険契約等に基づき、あなたが本年中に支払った保険料 険料を払い込んだ場合の取扱 や掛金のうち地震等損害部分の保険料や掛金(以下「地震保険料」といいは、生命保険料と同様です。 います。)をいいます。 保 また、平成 18 年 12 月 31 日までに締結した長期損害保険契約等(注 1) に基づいてあなたが本年中に支払った保険料や掛金(以下「旧長期 → 損害保険料」といいます。)については、地震保険料控除の対象とするこ とができます。 ただし、一つの損害保険契約等が、地震等損害により保険金や共済金 料 が支払われる損害保険契約等と長期損害保険契約等のいずれの契約区分 にも該当する場合には、選択によりいずれか一方の契約区分にのみ該当 するものとして、地震保険料控除の控除額を計算します。 なお、控除対象となる地震保険料の金額又は旧長期損害保険料の金額 については、損害保険会社等が発行した証明書類などによって確認して ください。

	控除の対象となる保険料の範囲等	添付書類
地	(注) 1 平成18 年度の税制改正前の所得税法第77条第1項に規定する損害保険契約等のうち、保険期間又は共済期間の満了後に満	
震	期返戻金を支払う旨の特約のある契約等でこれらの期間が 10 年以上のものであり、かつ、平成 19 年 1 月 1 日以後に契約の変	
保	更をしていないものに限るものとし、その契約等の保険期間又 は共済期間の始期が平成 19 年 1 月 1 日以後であるものを除き	-
険	ます。	
料	2 「地震保険料又は旧長期損害保険料の区分」欄の記載に当たっては、地震保険料か旧長期損害保険料かに応じて、いずれか	
等	−方を○で削んでください。	
	あなた又はあなたと生計を一にする親族が負担することになっている 次のような保険料で、あなたが本年中に支払ったものが控除の対象となります。 ① 国民健康保険の保険料や国民健康保険税	左記⑤の保険料又は掛金については、厚生労働省又は各国民年金基金が発行した証明書類
社	② 健康保険、厚生年金保険や船員保険の保険料(任意継続被保険者の 負担すべき分を含みます。)	⑤以外については、証明書類 を添付する必要はありません。
会	③ 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による保険料(後期高齢者 医療制度の保険料)	
保	④ 介護保険法の規定による介護保険の保険料	
険	⑤ 国民年金の保険料や国民年金基金の加入員として負担する掛金 ⑥ 農業者年金の保険料や雇用保険の労働保険料など	
料	(注) 1 給与から差し引かれた社会保険料は、改めてこの申告書によ	
77	って申告するまでもなく控除の対象とされますから、記載する 必要はありません。	
	2 記載に当たっては、未払のものや1年超の前納(法令の規定 に基づく一定の前納を除きます。)のものを含めていないかご確 認ください。	,
小規模企業共済等掛金	あなたが本年中に支払った次に掲げる掛金が搾除の対象となります。 ① 独立行政法人中小企業基盤整備機構と締結した共済契約(旧第 2 種 共済契約を除きます。)に基づく掛金 ② 確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金 ③ 確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金 ④ 地方公共団体が条例の規定により精神又は身体に障害がある者に関して実施する心身障害者扶養共済制度で一定の要件に該当する契約に基づく掛金 (注) 給与から差し引かれた小規模企業共済等掛金は、改めてこの申告書によって申告するまでもなく控除の対象とされますから、記載する必要はありません。	独立行政法人中小企業基盤 整備機構や国民年金基金連合 会、地方公共団体が発行した証 明書類 なお、掛金の金額の多少にか かわらず全てのものについて 必要です。

⁽注) この申告書で使用している「令和元年分」とは、平成 31 年 1 月 1 日から令和元年 12 月 31 日までの期間に係る年 分をいいます。

令和 2年分 給与所得者の扶養控除等(兵動)申告書

所轄税務署長等		給与の支払者の 名 称(氏名)	(000095) SBI FinTech Solution	8.0 8.0		社員コード (フリガナ) あなたの氏名	クホ・タ タカト	(000239) 崇斗		あなたの 生年月日 世帯主の氏		58年07月21日 呆田 望		従たる給与につ いての扶養控除 穿申告書の提出
法谷 税務署長		給与の支払者 の法人(個人)番号				あなたの個人番号 * * * * * * * * * * * * * * * * * * *			* *	あなたとの紛	売柄 酉と	偶者		/ 提出している場 合には、○印を 付けてください
シュアハ) 市区町村長		給与の支払者 の所在地(住所)				あなたの住所 又は居所 東京都江戸川区東 フローラル東葛西I			5-17-14-10	前・無	(NO COLERY)			
あなたに源泉控除が		対象配偶者、障害者に	に該当する同一生計	配偶者及び扶養親族が	がなく、かつ、さ	あなた自身が	「障害者、寡婦、寡夫			当しない場合に	には、以下の各	ト欄に記入する必	要はありません	v
		(フリ	n' t) 名	個 人	番	号	老人扶養親族 (昭26.1.1以前生)	令和2年中所得の見看 非居住 # ***		住 所	又は居	所	異動月日 (全和2年中に	及び事由異動があった
٠	区分等					月日	特定扶養親族 (平10.1.2生~平14.1.1	非居住 者であ る親族 生計を一 る事	生計を一にす 1土 る事実					異動があった) に。)。
主たる給与から控除を受ける	源泉控除 A 対象配偶者 (注1)		-	* * * * * *	* * *	* * *			FI					
給与	-			<u></u>	ابدایدایدا		□ 同居老親等		円					
から		1		* * * * * *	* * *		□ その他 □ 特定扶養親族		-					
控除				* * * * * *	* * *		□ 同居老親等		円					
を受	控除対象 扶養親族	2		* * * * * *	* * *		□ その他 □ 特定扶養親族							
くける	B (16歳以上)			* * * * * *	* * *		□ 同居老親等		円		+			
٦	(平17.1.1以前生)	3					□ その他□ 特定扶養親族							
				* * * * * *	* * *		□ 同居老親等 □ その他		円					
		4				-	□ 特定扶養親族							
							左記の内容に	の欄の記載に当た	っては、裏面の	「2 記載について	のご注意」の(8))をお読みください。	異動月日	及び事由
		□ 障害者 区分	該当者 本人	同一生計	_美 □ 第	F 婦								
	障害者、寡婦 C、寡夫又は勤 労学生		障害者	(人) 口 特	特別の寡婦								
	労学生	特別障	害者	(人) 口 第		(注)1 源泉控除と生計を一	対象配偶者としたする配偶者(は、所得者(令 (青色事業専行	合和2年中の所 定者として給与	得の見積額か の支払を受	が900万円以下の ける人及び白色 業専従者として 8万円以下の人?	人に限りま 事業専従者:	す。) を除きます。)
			別障害者			协学生	で、令和2年 2 同一生計 白色事業専	₽中の所得の見配偶者とは、P 記偶者とは、P 従者を除きます	.積額か95カド 所得者と生計 ま)で 会ま	プリトの人をし を一にする配 37年中の所得	います。 偶者(青色事 の見積額が4	業専従者として 8万円以下の人?	給与の支払	を受ける人及に
		上の該当する項目及び	欄にチェックを付け、()内	には該当する扶養親族の人	数を記入してくだ	さい。	187	LE EME CO.	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	42 1 1 22/2/14				J
D 他の所得者が 控除を受ける 扶養親族等		(フ リ ガ 氏	ナ) 名 あなたとの 続柄	生年月日	住店	所又は居	引 所	氏	控除を受名	受ける他の あなたとの 続柄	所得者 住所又	は居所	異動月日	及び事由
										7	-			
〇住日	民税に関する事	項(この欄は、地方税) (フリガナ				治与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。) 主 所 又 は 居 所								
16歳未満の 扶養親族 (平17.1.2以後生)		氏	名 !!!	人 番	号 	あなたとの 続柄	2771	正 // /	正 		关養親族	令和2年中の 所得の見積額 円	異動月日及	び事由
		2	* *	* * * * * *								円		
		3		* * * * * *								円		
単身児童扶養者			た記に 児童扶着	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	* * *	生計を一児童の	にする 氏名		左記の児童の 令和 2年中の 所得の見積額		J.	異動月日 及び事由		

給与の支払者受付印 ◎この申告書の記載に当たっては、裏面の ↑申告についてのご注意 ┗ 等お読みください。◎この申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所にしか提出することができません。◎この申告書は、源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。◎この申告書は、あなたの給与について扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。

申告についてのご注意

この中告書は、令和2年の最初の給与の支払を受けるHの前日までに、給与の支払者に提出してください。

(2) この中告書の提出後、記載内容に異動があったときは、別に異動中告書を提出するか、あるいはこの中告書の該当項目を異動 後の内容に補正してください。

(3) 年の中途で就職した人で前職のある人は、前の勤務先から交付を受けた源泉徴収票などを、また、年の中途で従たる給与を主 たる給与に変更した人は、変更前の主たる給与の支払者から交付を受けた源泉徴収票などを添付してください。

- (4) 2か所以上から給与の支払を受け、1か所から受ける給与だけでは源泉控除対象配偶者について控除を受ける配偶者(特別) | 控除や状発性除、障害者等の控除の全額が控除しされない場合には、源泉控除対象配偶者や控除対象状差親族を分けて他の給与の支払者に「従たる給与についての状義控除等中告書」を提出することができます。
- (5) 年末調整において、基礎控除又は配偶者(特別)控除の適用を受ける場合には、所要の事項を記載した「基礎控除中告告」又は「配 偶者控除等申告書」を作成し、令和2年の最後の給与の支払を受ける日の前日までに給与の支払者に提出する必要があります。

(6) 以下に掲げる親族が非居住者 〒1 である場合には、その親族に係る「親族関係書類」 ※2 をこの中告書に添付してください。

扶養控除乂は障害者控除の適用を受ける扶養親族

ロ 源泉控除対象配偶者である配偶者

ハ 障害者控除の適用を受ける同一生計配偶者

また、年末調整において、上記のイ又は小に該当する親族について扶養控除又は障害者控除の適用を受ける場合には、令和2 年の最後の給与の支払を受ける日の前日までに、その親族と生計を一にする事実(送金額等)を記載した扶養控除等申告書を別 途作成し、「送金関係書類」 (注3) を添付した上で提出するか、あるいはこの中告書の「生計を一にする事実」欄又は「左記の内 容」欄に送金額等を追記し、「送金関係書類」を添付した上で提出してください(上記の中に該当する配偶者について配偶者(特別) 控除の適用を受ける場合には、その配偶者と生計を一にする事実を記載した「配偶者控除等申告書」に「送金関係書類」を添付 し提出する必要があります。)。

なお、「親族関係書類」又は「送金関係書類」が外国語により作成されている場合には、訳文も派付する必要があります。

- 「非居住者」とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない個人をいいます。 2 「親族関係書類」とは、次の 1)又は(2のいずれかの書類で、その非居住者があなたの親族であることを証するものをい
- います - 戸紐の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及びその親族の旅券(パスポート)の写し
- 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した智頼(その親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるもの に限ります。)
- 3 「送金関係書類」とは、次の書類であなたがその非居住者である親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、必要 の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます。
- (1) 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりあなたからその親族に支払をしたことを明ら
- ② いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、そのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその親族が商品等を購入したこと等及びその商品等の購入等の代金に相当する額をあなたから受領したことを

2 記載についてのご注意

明らかにする書類

- (1) 「あなたの個人番号」及び「個人番号」欄には、それぞれ、あなた、源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は年齢 16 歳未 満の扶養親族の個人番号を記載する必要がありますが、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与 の支払者に確認してください。
- (2) 「給与の支払者の法人(個人)番号」欄には、この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号又は個人番号 を記載してください。
- (3) 「主たる給与」とは、この中告書を提出した給与の支払者から受ける給与をいい、「従たる給与」とは、それ以外の給与の支払 者から受ける給与をいいます。
- (4) 控除対象状養親族が同居老親等である場合には、「老人扶養親族」欄の「同居老親等」に、同居老親等以外の老人扶養親族であ
- るときは「その他」にチェックを付けてください。 また、控除対象扶養親族が特定扶養親族である場合には、「特定扶養親族」欄にチェックを付けてください。
- (5) 「令和2年中の所得の見積額」欄には、収入金額等から必要経費等を差し引いた金額を記入してください。この場合、所得の種 類が給与である場合には、収入金額から給与所得控除額(例えば収入金額が 161 万 9 千円未満の場合には 55 万円(収入金額を限 度とします。))を差し引いた金額が給与の所得の金額となります。

なお、非課税とされる遺族年金などの所得、源泉分離課税が適用される利子、確定中告をしないことを選択した上場株式等の 配当等などについては、配偶者(特別)控除や扶養控除の判定の基礎となる所得には含まれません。

- (6) 源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄に○印を付けてください。
- (7) | 生計を一にする事実」欄には、控除対象扶養親族が非居住者である場合に、年末調整時に、令和2年中にその親族に送金等を した金額の合計額を記載してください。
- (8) 「左記の内容」欄には、それぞれ次の事項を記載してください。
- イ 障害者 (特別障害者) ……障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度 (障害の等級) など の陰害者(特別陰害者)に該当する事実。その人が同一生計配偶者又は扶養親族の場合には、併せてその人の氏名(特別陰害 者であるときは同居の有無)、個人番号 ⁽¹⁾、任所又は居所、生年月日、あなたとの続柄及び令和 2年中の所得の見積額(これ らの事項のうち「源泉控除対象配偶者」欄、「控除対象扶養親族」欄又は「住民税に関する事項」の「16 歳未満の扶養親族(平 17.1.2 以後生) | 欄に記載している事項については、氏名を除き、記載を省略できます。)

また、当該同一生計配偶者又は扶養親族が非居住者である場合には、その旨及び令和2年中にその同一生計配偶者又は扶養 親族に送金等をした金額の合計額 (送金等をした金額の合計額は、年末調整時に記載)

- (注) 一定の要作の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。 ロ 寡婦又は寡夫……死別、離婚、生死不明の別、生計を一にする子の氏名及びその子の令和2年中の所得の見積額などの寡婦 又は寡夫に該当する事実。また、3の「⑪寡婦」の中に掲げる寡婦、「⑫特別の寡婦」又は「⑪寡夫」に該当する人については、 これらのほか令和2年中の所得の見積額
- ハ 勤労学生……学校名と入学年月日及び令和2年中の所得の種類とその見積額
- (9) あなたの同一生計内に所得者が2人以上いるときは、あなたの扶養親族等(控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は障害者で ある同一生計配偶者若しくは年齢 16 歳未満の扶養親族をいいます。) を他の所得者の扶養親族等としたり、また、その生計内の 扶養親族等を分けて控除を受けたりすることができます。このような場合には、その扶養親族等の氏名などを「D」欄に記載し てください。
- (10) 「住民税に関する事項」の「16 歳未満の扶養親族」欄には、扶養親族のうち年齢 16 歳未満の人(平成 17 年 1 月 2 日以後に生まれ た人) について記載してください。なお、その人が控除対象外国外扶養親族 (国内に住所を有しない扶養親族のうち、年齢 16 歳 未満の人をいいます。) である場合には、「控除対象外国外扶養親族」欄に○印を付けてください。また、この欄に○印を付けた人 は、親族関係書類及び送金関係書類を令和3年3月15日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。
- (n) 「単身児童扶養者」欄には、単身児童扶養者に該当する場合にチェックを付け、児童扶養手当証得の番号、生計を一にする児童 全員の氏名及び令和2年中の所得の見積額を記載してください(これらの事項のうち「控除対象扶養親族」欄又は口6歳未満の扶養親

族」欄に記載している事項については、児童扶養手当証書の番号及び児童の氏名を除き、記載を省略できます。)。 (注) 「住民税に関する事項」について、ご不明な点などがありましたら、お住まいの市区町村へお尋ねください。

3 扶養親族等の範囲

【①同一生計配偶者】 所得者(この申告書を提出する人をいいます。)と生計を一にする配偶者(青色事業専従 者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和2年中の所得の見積額が48万円以下 (給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下)の人

【②控除対象配偶者】 ①の同一生計配偶者のうち、令和2年中の所得の見積額が 1,000 万円以下である所得者の

【③源泉控除対象配偶者】 所得者(令和2年中の所得の見積額が900万円以下の人に限ります。)と生計を一に する配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び自色事業専従者を除きます。)で、令和2年中の 所得の見積額が95万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が150万円以下)の人

(注) 夫婦の双方がお互いに源泉徴収における源泉控除対象配偶者に係る控除の適用を受けることはできません ので、ご注意ください。

【④扶養親族】 所得者と生計を一にする親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事 菜専従者を除きます。)、児童福祉法の規定による里子又は老人福祉法の規定による養護老人で、令和2年中の所 得の見積額が48万円以下の人

【⑤控除対象扶養親族】 ④の扶瓷親族のうち、年齢 16 歳以上の人(平成 17 年1月1日以前に生まれた人)

【⑥特定扶養親族】 ⑤の控除対象扶養親族のうち、年齢 19 歳以上 23 歳未満の人(平成 10 年 1 月 2 日から平成 14年1月1日までの間に生まれた人)

【⑦老人扶養親族】 ⑤の控除対象扶養親族のうち、年齢 70 歳以上の人(昭和 26 年 1 月 1 日以前に生まれた人) 【⑧同居老親等】 ⑦の老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者の直系尊属で、所得者又はその配偶者のいず れかとの同居を常況としている人

- 精神保健指定医などから知的障害者と判定された人……このうち、重度の知的障害者と判定された人は、 特別障害者になります。
- ハ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人・・・・・このうち、障害等級が1級の人は、特別障害者になり ます。
- ニ 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている人・・・・・このうち、障害の程度が1級又は2 級の人は、特別障害者になります。
- 戦傷病者手帳の交付を受けている人……このうち、障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から 第三項症までの人は、特別障害者になります。
- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人……全て特別 障害者になります。
- 常に就床を要し、複雑な介護を要する人・・・・・全て特別障害者になります。
- チ 精神又は身体に障害のある年齢 65 歳以上の人 (昭和 31 年 1 月 1 日以前に生まれた人) で、市町村長や福祉 事務所長などからイ、ロ又は二に準ずる障害があると認定されている人……このうち、イ、ロ又は二の特別 障害者と同程度の障害がある人は、特別障害者になります。

【⑩同居特別障害者】 ①の同一生計配偶者又は④の扶養親族のうち特別障害者で、所得者、その配偶者又は所得 者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人

【⑪嘉婦】 所得者本人で、次に掲げる人

- 次のいずれかに該当する人で、①の扶養親族又は生計を一にする了(他の人の①の同一生計配偶者又は①の 扶養親族とされている者、介和2年中の所得の見積額が48万円を超える者は除きます。)のある人 (イ) 夫と死別した後、婚姻していない人、(ロ) 夫と離婚した後、婚姻していない人、(ハ) 夫の生死が明ら かでない人
- ロー上記イに掲げる人のほか、次のいずれかに該当する人で、令和2年中の所得の見積額が500万円以下(給与 所得だけの場合は、給与の収入金額が6,777,778円以下)の人

(イ) 夫と死別した後、婚姻していない人、(ロ) 夫の生死が明らかでない人

【⑫特別の寡婦】 ⑪の寡婦のうち、④の扶養親族である子を有し、かつ、令和2年中の所得の見積額が 500 万円 以下の人

【⑩寡夫】 所得者本人で、次に掲げる人のうち、⑩のイの生計を一にする子があり、かつ、令和2年中の所得の 見積額が500万円以下の人

(イ) 妻と死別した後、婚姻していない人、(ロ) 妻と襟婚した後、婚姻していない人、(ハ) 妻の生死が明らか でない人

【⑩勤労学生】 所得者本人で、次の全てに該当する人

- 大学、高等学校などの学生や生徒、一定の要件を備えた専修学校、各種学校の生徒又は職業訓練法人の行う 認定職業訓練を受ける訓練生であること。
- (注) 専修学校、各種学校の生徒や職業訓練法人の訓練生については、文部科学大臣又は厚生労働大臣の証明 書の写しと学校長又は職業訓練法人の代表者の証明書を添付してください。
- 自分の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は維所得(以下「給与所得等」といいます。) があること
- ハー令和 2 年中の所得の見積額が 75 万円以下 (給与所得だけの場合は、給与の収入金額が 130 万円以下) であって、 そのうち給与所得等以外の所得が10万円以下であること。

【⑩単身児童扶養者】 ⑪のイの生計を一にする子について児童扶養手当の支給を受けている所得者本人で、婚姻 (婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。) をしていない人又は配偶者(婚 姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。) の生死が明らかでない人